

ご加入特典 ① 大同生命 介護コンシェル (提携先:株式会社インターネットインフィニティ) **無料**

「突然介護が必要になった」「将来の介護にそなえたい」こんな場合どうすればいいのかわからない「介護」や「認知症」に関するあらゆる不安やお悩みの解決を、介護のプロがワンストップでサポートします!

サービスの 内容	■ケアマネジャーの紹介 介護生活を総合的にコーディネートする介護の専門職 ケアマネジャーを紹介しします。	■認知症対応サービスの提供 認知症の方の介護に対応したヘルパーや、24時間のケアが可能な看護師の派遣などのサービスを優待価格で提供します。
	※上記サービスのほか、「介護についての全般的な相談受付」「介護施設の紹介・見学手配」「認知症予防ツール(予防エクササイズ動画・脳トレ問題など)」といったサービスをご利用いただけます。	
サービスの ご利用対象者	大同生命の商品にご加入の契約者さま(法人の場合は代表者さま)・被保険者さまとご家族 ◎ご家族の範囲は二親等以内(①配偶者、②祖父母・父母、③兄弟姉妹とその配偶者、④子・孫とその配偶者、⑤配偶者の②③④)です。	
ご利用方法	電話・メール窓口よりご利用いただけます。TEL 0120-901-379 MAIL daido@wakarukaigo.jp 受付時間 [平日]9:00~18:00/[土曜]10:00~16:00(日・祝日・年末年始を除く) ※メール相談は土日・祝日も受け付けます。 窓口では、契約者さま・被保険者さまのお名前・生年月日、契約者さま・被保険者さまとの関係を確認させていただきます。	

介護・認知症の情報をお届けしています

介護情報Webサイト わかる介護Biz 

認知症 Plus+ 認知症情報Webサイト 

詳細は専用パンフレットをご覧ください。

ご加入特典 ② HALFITサービス (提携先:CYBERDYNE株式会社) **無料**

装着型サイボーグ「HAL®」による運動プログラム「Neuro HALFIT」を3回まで無料でご利用いただけます。

サービスの 内容	■「Neuro HALFIT」 従来のリハビリと異なり、自力では動かすことができなくなった方でも、「HAL®」を装着することで自分の意思と同期した運動を繰り返すことができ、機能改善を促します。	※HAL®とは 身体機能を改善・補助・拡張・再生することができる装着型サイボーグです。
-------------	---	--

◎ご利用対象者・ご利用方法の詳細は専用パンフレットをご覧ください。
 <各サービスのご利用にあたっての留意事項>
 ・当資料に記載のサービスは大同生命との提携により、各提携先が提供するサービスです。各サービスの詳細は大同生命担当者にお問い合わせください。
 ・ご利用に関して生じた損害について大同生命は責任を負いません。なお、各サービスは予告なく変更・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 また、大同生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

指定代理請求制度のご案内

被保険者が受取人である年金などについて、受取人が請求できない所定の特別な事情がある場合、指定代理請求人が受取人の代理人として、年金などを請求することができます。なお、指定代理請求人は契約者が被保険者の同意を得て、契約の申込時などにあらかじめ指定します。
 指定代理請求人を指定された場合には、指定代理請求特約の概要や代理請求できるケースなどを、契約者から指定代理請求人にお伝えください。
 ※指定代理請求特約の概要や代理請求できるケースなどは、「ご契約のしおり」「約款」をご覧ください。

ご検討・ご契約の際に必ず確認いただく資料	保険種類を選択いただく際の参考資料
<ul style="list-style-type: none"> ●設計書【契約概要】 保険商品の具体的な内容を理解いただくために必要な情報を記載しています。 ●注意喚起情報 契約申込の際に、特に注意いただきたい事項を記載しています。 (保険金・給付金などが支払われない場合などの、お客さまに不利益となる事項も含まれています) ●ご契約のしおり 商品のしくみ・内容、諸手続きなどの重要な事項を記載しています。 [記載事項の例] クーリング・オフ(契約申込の撤回など)/健康状態・職業などの告知義務/契約の解約 ●約款 保険契約の内容(とりきめ)を記載しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大同生命の保険種類のご案内 大同生命が販売している保険商品の特長やしくみなどを記載しています。この保険は「大同生命の保険種類のご案内」に記載している定期保険です。「大同生命の保険種類のご案内」は大同生命の職員・募集代理店またはもよりの店舗にご請求ください。 ●生命保険の契約にあたっての手引 「契約にあたってのポイント」「商品の選び方」「保障内容の見直し方法と留意点」などを、(公財)生命保険文化センターが公正・中立な立場から解説しています。 「生命保険の契約にあたっての手引」は、同センターのホームページ(https://www.jili.or.jp/)から、ご覧いただけます。

◎収入リリーフは法人でのお取扱いはできません。
 ◎生命保険募集人について
 大同生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと大同生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
 したがって、保険契約は、お客さまからの申込みに対して大同生命が承諾したときに有効に成立します。
 ◎この商品は、15歳~75歳の方にご加入いただけます。(保険期間などにより異なります。)
 ◎ホームページの閲覧は無料ですが、視聴にかかる通信料金はお客さまのご負担となります。また、リンク先の動画は予告なく削除、変更することがあります。
 ◎この資料は、2024年4月現在の商品内容・税制に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
 ◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書【契約概要】」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社
 **大同生命保険株式会社**

本社(大阪)〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号
 (東京)〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
<https://www.daido-life.co.jp/>

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

お問い合わせ先
大同生命コールセンター
0120-789-501 (通話料無料)
 受付時間: 9:00~18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

2024年4月改訂

A-2023-0027 (2024年2月20日) 1/3

帳票番号70509 (2024.3.50) DNP



ご自身とご家族の
未来を守る。

ご加入特典

**大同生命 介護コンシェル
HALFITサービス**  詳しくは裏面へ

当商品にご加入いただいたお客さまは介護に関するさまざまな不安やお悩みへの解決、また介護の悪化予防や自立化をサポートする無料サービスをご利用いただけます。

収入リリーフ

無配当介護収入保障保険(無解約払戻金型)



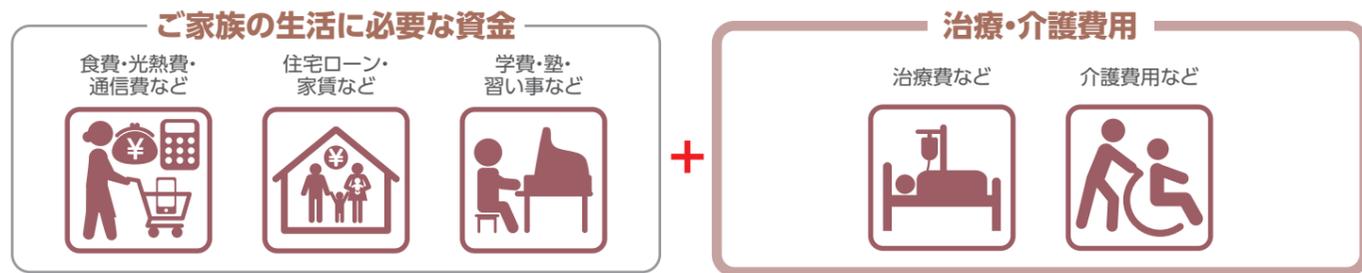
収入が なくなった場合の リスクについて考えてみましょう!

もしも収入がなくなったら…

家族を支えていた世帯主の収入がなくなってしまうと、ご家族の生活やお子さまの教育に必要なお金が不足してしまうかもしれません。

収入がなくなるのはお亡くなりになった場合 だけではありません

事故や病気で働けなくなった場合にも収入がなくなることがあります。この場合、生活に必要な資金だけでなく、治療費や介護費用も必要になります。



➤ **そなえをしていないと、ご家族の生活水準が保てないかもしれません。**

若い方でも要介護には 注意が必要です

働けなくなる要因の1つとして、要介護状態となることが考えられます。
働き盛りの年代は公的介護保険制度の適用対象が限定されるため、若い方でも注意が必要です。

■事故や脳卒中が原因で要介護状態になることも

〈要介護認定者の介護が必要になった主な原因〉

1位 認知症	23.6%
2位 脳血管疾患(脳卒中)	19.0%
3位 骨折・転倒	13.0%
4位 高齢による衰弱	10.9%
5位 関節疾患	5.4%

出典:厚生労働省「令和四年 国民生活基礎調査の概況 (公的介護保険制度における要介護1~5)」

■働き盛りは、公的介護保険の適用対象が限定

〈公的介護保険の適用対象〉

39歳以下	40~64歳	65歳以上
対象外	要介護状態となった原因が16種類の特定疾病の場合のみ対象※	要介護状態となった原因を問わず対象

※特定疾病とは、脳血管疾患、がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)、関節リウマチ、初老期における認知症など。
(詳しくは厚生労働省HP「特定疾病の選定基準の考え方」をご覧ください)

➤ **要介護状態となった場合にもそなえておくことが必要です。**

お亡くなりになった場合 ご家族の生活を守るためのそなえ

毎月どのくらい必要なの?

1世帯あたりの1ヵ月の消費支出(平均)

約**29万円**※1
(平均世帯人数は2.91人)

※1 出典:総務省統計局「令和四年 家計調査年報(家計収支編)」
※2 妻とお子さま1人(18歳未満)の場合(厚生年金の加入有無やお子さまの人数などにより金額は異なる)
厚生年金の算出条件 平均標準報酬月額:35万円 平成15年3月以前の被保険者期間:48ヵ月
(2024年3月時点の基準に基づく) 平均標準報酬額 :40万円 平成15年4月以降の被保険者期間:252ヵ月

公的保障(遺族年金の目安)

月額 約**12万円**※2
(遺族基礎年金+遺族厚生年金)

「毎月必要な金額」の目安は次のとおりです。

1ヵ月の消費支出
約29万円

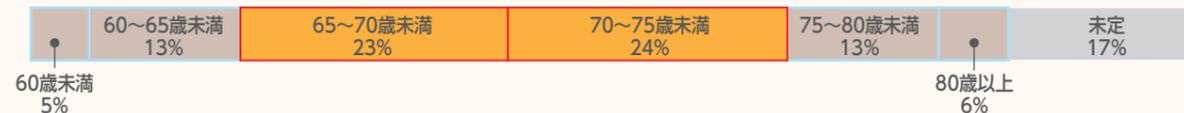
公的保障(月額)
約12万円

毎月必要な金額
約**17万円**

いつまでそなえが必要なの?

経営者の勇退予定年齢※

※事業承継(譲渡含む)・廃業の予定年齢



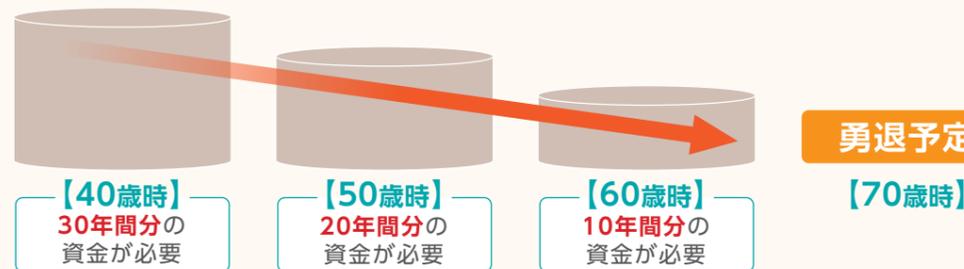
4割以上の経営者が**65歳~75歳までの間**の勇退を予定しています。
[大同生命サーベイ(2022年8月度調査)]

ご勇退までに必要な資金は どのくらい?

例えば、40歳社長さまの場合
70歳のご勇退までに必要な資金は 約**6,120万円**※

ご勇退までに必要な資金は、年数の経過に伴い、
40歳時→50歳時→60歳時で下図のように推移します。

(必要な資金の推移イメージ)



必要な資金の推移に合わせて、効率よくそなえることが重要です!

※「毎月必要な金額」が17万円の場合、17万円×12ヵ月×30年=6,120万円
消費支出や公的保障(遺族年金など)の月額は、家族構成の変化などに伴いそれぞれ変動しますが、上記は「毎月必要な金額」が一定であるとの前提に基づき試算しています。(すべての方に一律にあてはまるものではありません。)

◎保険加入のご検討に際しては、公的保険制度などについてもご確認ください。

■公的保険について(金融庁HP)

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



大同生命の収入リリースは、お亡くなりになった場合はもちろん、要介護状態になり収入がなくなるリスクからご家族を守ります!

商品の特長

ポイント1 お亡くなりになった場合だけでなく、要介護状態になった場合もご家族の生活費を確保できます!

- お亡くなりになった場合は死亡年金を、当社所定の高度障がい状態となった場合は高度障がい年金を、公的介護保険制度の要介護3以上に認定された場合などは介護年金をお支払いします。ただし、各年金は重複してお支払いしません。
- 介護年金の支払事由は、**公的介護保険制度に連動**してわかりやすく、さらに**当社所定の要介護状態でも保障**します。(⇒詳細は「**介護年金の支払事由**」をご覧ください。)

ポイント2 必要な資金の推移にあわせて、合理的に保障を確保できます!

- 年数の経過に伴い推移する必要な資金(生活費など)に合わせたそなえが可能です。(⇒詳細はP4下段をご覧ください。)

ポイント3 保険期間満了時に健康祝金が受取れます!

- 保険期間満了まで各年金の支払事由に該当しなかった場合、健康祝金(基準年金年額×10%)をお支払いします。

介護年金の支払事由

公的介護保険制度の要介護度別の状態(目安)

要介護5	日常生活全般について全面的な介助が必要。 意思の伝達がほとんどできない。
要介護4	食事にとどき介助が必要。排泄、入浴などに全面的な介助が必要で、両足での立位保持がほとんどできない。 多くの問題行動や理解の低下がみられることがある。
要介護3	食事や排泄に一部介助が必要。入浴などに全面的な介助が必要で、片足での立位保持ができない。 いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。



当社所定の要介護状態

次の①または②のいずれかに該当された日から180日以上その状態が継続したと医師によって診断確定されたとき
 ①右記の5項目のうち、「歩行」に加え、その他の2項目以上が全部介助または一部介助に該当されたとき
 ②器質性認知症、かつ、意識障がいのない状態において見当識障がいがあるとき
 ※器質性認知症とは、脳の形態的な異常を伴うアルツハイマー病などの認知症をいいます。
 ※見当識障がいとは、時間・場所・人物のいずれかの認識ができない状態をいいます。



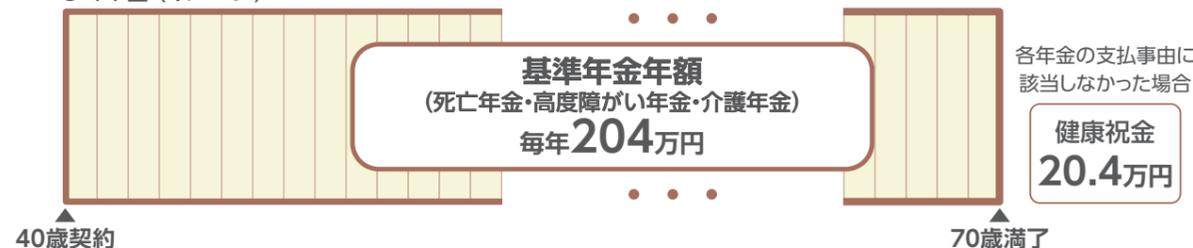
※厚生労働省の資料、各自治体のHPなどをもとに大同生命が作成。
 また、年齢によっては公的介護保険制度の対象外となります。詳細は公的介護保険制度をご確認ください。
 ※公的介護保険制度の改正により、支払対象となる要介護度別の状態は変動する可能性があります。
 ※動画の視聴は無料ですが、通信料金はお客さまのご負担になります。また、リンク先の動画は予告なく削除・変更することがあります。
 ◎不慮の事故により当社所定の身体障がい状態に該当した場合は、以後の保険料の払い込みが不要になります。

商品のしくみ

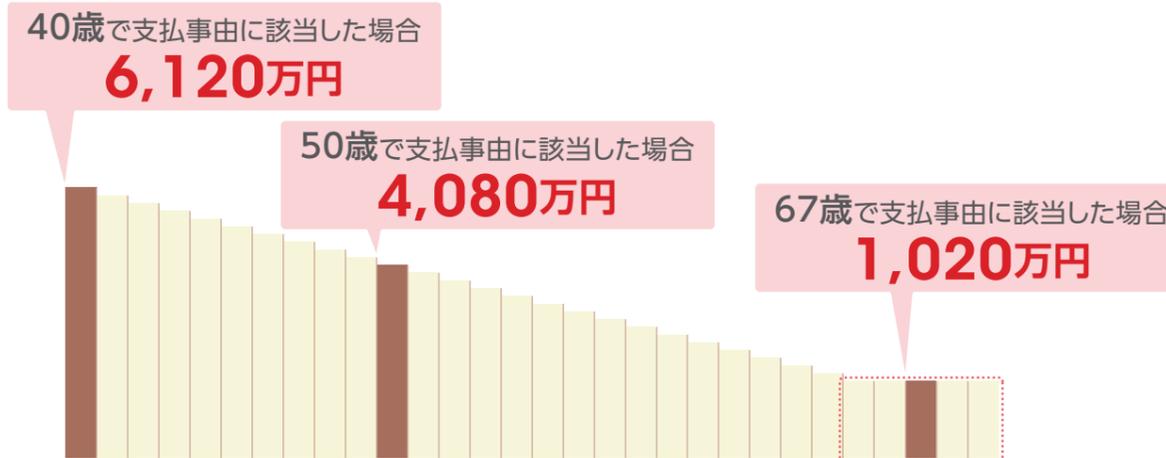
収入リリース

[ご契約例] 契約年齢: 40歳 男性 基準年金年額: 204万円
 保険期間・保険料払込期間: 70歳 口座振替月払保険料: 15,382円

しくみ図(イメージ)



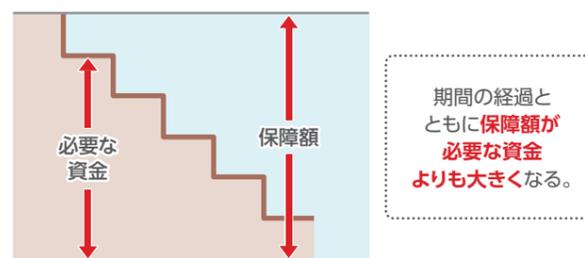
<年金受取累計額の推移(イメージ)>



(年金の支払期間は5年保証)*
 ※支払事由に該当してから保険期間満了まで5年未満の場合でも、年金を5年間お支払いします。

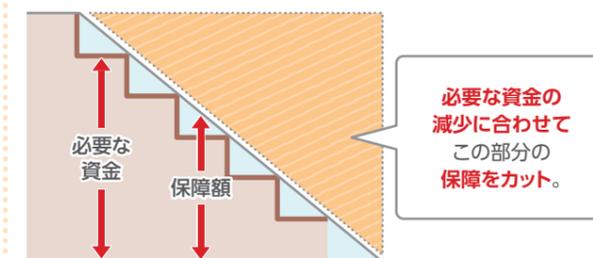
収入リリースは一般的な定期保険よりも合理的な保障が確保できます!

●一般的な定期保険で準備した場合(イメージ)



期間の経過とともに**保障額が**必要な資金よりも大きくなる。

●収入リリースで準備した場合(イメージ)



必要な資金の減少に合わせてこの部分の**保障をカット**。

※当資料に記載の保険料は契約年齢・契約内容などにより異なります。
 ※この保険には、解約払戻金・配当金はありません。また、更新はなく、保険料払込期間中の保険料は一定です。
 ※年金支払開始時、または年金支払期間中に「未支払の年金の現価」を一括で受け取れますが、受取金総額は年金として受け取る場合の累計額を下回ります。